

県立多摩高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立多摩高等学校は、不祥事の未然防止を図るため、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

県立多摩高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

◇生徒に対する不適切な行為、定期試験でのミス、成績処理の誤りなど学校現場に特有の不祥事や、個人情報の紛失・誤廃棄など公務上発生する不祥事を防止するため、総点検の結果を活用し、より効果的な実効性のある取組を実施する。

◇公務外非行に係る事案を未然に防ぐため、法令遵守・服務規律の確保を再徹底する。

◇教員経験の浅い職員による不祥事を防止するための取組を進める。

◇県民対応の基本を再確認する。

(1) 入学者選抜業務事故防止

ア 目標

入学者選抜業務マニュアルを見直すとともに、採点・点検業務における業務体制を整備し、入学者選抜業務に係る事故防止の徹底を図る。

イ 行動計画

- i 平成30年1月末までに、職員啓発資料をもとに、所属教職員全員を対象にした入学者選抜業務について職員啓発資料をもとに、所属教職員全員を対象にした入学者選抜業務についての職場研修を実施する。
- ii 平成30年1月末までに、採点・点検業務を事故なく遂行できる業務体制を新たに整備する。また、選抜に係る資料の作成にあたる点検・確認作業を徹底するため、職員啓発資料をもとに、所属教職員全員を対象にした入学者選抜業務についての職場研修を実施する。

(2) 個人情報保護

ア 目標

個人情報の流出を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 平成29年9月末に、不祥事防止一斉点検に係る個人情報管理分野のチェックリストによる点検及び情報セキュリティ点検を実施し、併せて、所属教職員全員を対象にした個人情報保護・情報セキュリティについての職場研修を実施する。
- ii 平成29年12月末までに、テスト作成及び処理に係る事例と現状把握するとともに、個人情報の流出が起きないような作業手順とチェック体制を点検する。また、電話番号・メールアドレスの取り扱いについての点検を行い、所属教職員全員を対象にした不適切利用や個人情報流失など個人情報管理についての意識の高揚を図る。

(3) 交通事故防止

ア 目標

交通事故の発生を未然に防止するとともに、法令遵守を徹底する。

イ 行動計画

- i 平成29年7月末までに、職員啓発資料をもとに、所属教職員全員を対象にした交通事故防止についての意識啓発を実施する。
- ii 平成29年12月末までに、日常点検チェックリストによる点検結果をもとに、所属教職員全員を対象にした交通事故防止についての職場研修を実施する。

(4) 私費会計、現金管理

ア 目標

私費会計の適正な取り扱い

イ 行動計画

- i 平成29年7月末までに、職員啓発資料をもとに、所属教職員全員を対象にした私費会計の公正な取り扱いについての職場研修を実施する。
- ii 平成29年10月末までに私費会計の点検、平成29年3月末までに私費会計の運用・帳簿・通帳管理の確認

を行う。

(5) 体罰、不適切指導、パワーハラスメント

ア 目標

体罰・不適切指導・パワーハラスメントの発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 平成29年9月末までに、職員啓発資料をもとに、所属教職員全員を対象にした体罰・不適切指導・パワーハラスメントについての意識の高揚を図る。
- ii 平成30年3月末までに、所属教職員全員が参加する、体罰、不適切指導、パワーハラスメントを内容とする職場研修を実施する。

(6) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 平成29年9月末までに、職員啓発資料をもとに、所属教職員全員を対象にした成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故の未然防止についての職場研修を実施する。
- ii 平成29年12月末までに、所属教職員全員が参加する、進路関係書類の作成に係る職場研修の中で、事故の未然防止についての点検・確認の徹底を図る。

(7) セクハラ、わいせつ行為

ア 目標

セクハラ・わいせつ行為を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 平成29年7月末までに、職員啓発資料をもとに、所属教職員全員を対象にしたセクハラ、わいせつ行為防止についての職場研修を実施する。
- ii 平成29年12月末までに、所属教職員全員が参加する、セクハラ、わいせつ行為等を内容とする職場研修を実施する。

(8) サービスの適正な取り扱い

ア 目標

サービスの適正な取り扱い

イ 行動計画

- i 平成29年10月末に、日常点検のチェックリストによる点検を実施し、併せて、所属教職員全員を対象にサービスの適正な手続きについての職場研修を実施する。
- ii 平成29年12月末までに、日常点検のチェックリストによる点検を実施し、併せて、所属教職員全員を対象にサービスの適正な手続きについての職場研修を実施する。

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成29年10月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成29年12月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成30年1月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成30年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、平成30年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む。）が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、平成29年度における県立多摩高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3-(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめのうえ、教育局行政課の求めに応じ、同課に送付する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。